



2025年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 琉 球 銀 行
代 表 者 取 締 役 頭 取 島 袋 健
コ ー ド 番 号 8399 (東 証 プ ラ イ ム、 福 証)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 比 嘉 伸 一 郎
電 話 098-860-3787

行員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、行員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます）の導入を決定し、下記のとおり、琉球銀行行員持株会（以下、「本持株会」といいます）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年9月19日
(2) 処分する株式の数	当行普通株式 42,366株（注）
(3) 処分価額	1株につき1,162円
(4) 処分総額	49,229,292円
(5) 処分方法	第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがなされることを条件として、上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります）。 なお、各対象行員（以下に定義します）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) 処分予定先	琉球銀行行員持株会

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当行の行員1,504名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当行行員（以下、「対象行員」といいます。最大1,504名）の数に、それぞれの付与

株数を乗じた株数に応じて確定します。具体的には、上記「(5) 処分方法」に記載のとおり、本持株会が定めた申込株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2. 処分の目的及び理由

当行は、対象行員に対して、本持株会を通じた当行が処分する譲渡制限付株式(普通株式)の取得機会を提供することによって、対象行員の財産形成の一助とすることに加えて、経営参画意識の醸成や当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象行員に与えるとともに、対象行員が当行の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象行員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権(以下、「本特別奨励金」といいます)が支給され、対象行員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象行員から拠出された本特別奨励金の全額を当行に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当行普通株式の処分を受けることとなります。

本制度により、当行普通株式を処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、本持株会(ひいては対象行員)にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当行及び本持株会は、本制度による当行普通株式の処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること(以下、「譲渡制限」といいます)、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当行が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象行員に対する本特別奨励金の支給は、当行と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象行員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会施行細則等(以下、「本持株会規約等」といいます)に基づき、本持株会が処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分(以下、「譲渡制限付株式持分」といいます)については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象行員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当行普通株式(以下、「本割当株式」といいます)を処分することとなります。本自己株式処分において、当行と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます)の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の(注)に記載のとおり後日確定しますが、本制度の

適用対象となり得る最大人数である当行行員 1,504 名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には 42,366 株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化の規模は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 41,353,457 株に対し 0.10% (小数点以下第 3 位を四捨五入。割合の計算において以下同じ) であり、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 411,818 個に対し 0.10% です。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当行と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025 年 9 月 19 日から 2028 年 6 月 1 日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象行員が、譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として当該条件を充足した対象行員の有する譲渡制限付株式持分の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。また、譲渡制限期間中に、定年、その他当行が定める正当な事由により本持株会を退会する場合には、対象行員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本持株会が退会処理を行う月の第 1 営業日 (以下、「制限解除日」といいます。) をもって、譲渡制限を解除する。この場合、当行は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとする。

(3) 当行による無償取得

当行は、譲渡制限期間が満了する場合、又は対象行員が譲渡制限期間中に本持株会を退会する場合において、対象行員が、当行が別途定める譲渡制限解除事由に該当しなかった場合には、当該時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然にこれを無償で取得する。

(4) 非居住者となる場合の取扱い

当行は、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、所得税法第 2 条に定める非居住者に該当することとなる旨の当行の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日 (以下「海外転勤等決定日」という。) における対象行員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって、譲渡制限を解除する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、対象行員の有する譲渡制限付株式持分について、対象行員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、当行が株式交付子会社となる株式交付計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては当行の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象行員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象行員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当行の普通株式の終値である1,162円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当行普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1か月（2025年4月30日～2025年5月29日）	1,101円	5.54%
3か月（2025年3月3日～2025年5月29日）	1,091円	6.51%
6か月（2024年12月2日～2025年5月29日）	1,090円	6.61%

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上

(ご参考)

【本制度のスキーム】

- ① 当行は、本制度に同意した対象行員（持株会会員）に、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象行員は、上記①の金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出された金銭債権を取りまとめ、当行へ払い込みます。
- ④ 当行は、本持株会と割当契約を締結し、譲渡制限付株式として本割当株式の割当を行います。なお、持株会は、本割当株式を通常持分とは別に、譲渡制限付株式持分（RS持分）として管理を行います。
- ⑤ 譲渡制限付株式持分は、譲渡制限が解除されるまでの間、対象者名義の証券口座への株式振替が制限され、譲渡制限解除後に、対象者名義の証券口座または通常持分いずれかへの振替手続きが行われます。

